

## 議会改革・活性化調査特別委員会記録【概要】

1. 日 時 令和7年9月11日（木曜日）

午後 3時17分 開 会

午後 4時03分 閉 会

2. 場 所 第2委員会室

3. 出席委員

委員長 伊藤優子	副委員長 高塚広義
委員 野田明里	委員 片平恵美
委員 黒田真徳	委員 合田晋一郎
委員 藤田誠一	委員 山本健十郎
委員 伊藤謙司	委員 大條雅久

4. 欠席委員 なし

5. 説明のため出席した者 なし

6. 議会事務局職員出席者 局長 山本知輝 課長 松平幸人  
副課長 岡田洋志 主事 林玲奈

7. その他出席者 議長 田溝秀道

8. 本日の会議に付した事件 (1) 議会改革・活性化に関する調査

9. 概要

### (1) 政務活動費について

(委員長) 本日は、政務活動費について、ご協議いただきたいと思う。前回皆さんからいただいた見直し要望一覧を踏まえ協議を行ったが、一定の方向性がまとまらなかつたことから、一旦会派に持ち帰って意見を伺った上で、採用協議を行うとさせていただいた。改めて、今回見直しを行う項目について、ご意見をいただきたいと思うが、私としては要望が多岐にわたるので、全部を一度に見直すのではなく、第一段階として、まずはガソリン代を政務活動費において使えるような仕組みづくりについて協議、検討することとし、会派から個人交付への変更や、金額の妥当性、増額、制度全体の見直しやその他の課題については今後の執行状況を踏まえて、段階的に協議検討していくということにしてはどうかと思うが、いかがか。

[了承]

(委員長) それでは、ガソリン代を支出対象とする見直しについて協議を行う。これまでの意見では、「調査目的の移動は市内も含めるべき」、「公私の区別がつきづらいため、領収書を不要とすると混乱の可能性がある」、「市民から妥当と思われる金額を定額で支出する」など、様々なご意見があった。協議に入る前にまず、領収書や記録簿の取り扱いや、制度上の上限設定。按分等の基本的な考えについて、議事課長より説明させる。

(議事課長) ガソリン代の取り扱いの協議に当たり、検討が必要な事項等について説明を行う。政務活動で市内を自家用車で移動した際のガソリン代を対象としているのは、県内でマニュアルに明記しているのは東温市と松山市の2市のみで、東温市は1キロメートル当たり37円、松山市は、領収書と走行記録票の添付による実費。それが困難な場合は、按分率の上限を2分の1とし、その上で、毎月の上限額を1万円としている。次に、議員が行う活動には、政務活動と、それ以外の活動（政党活動や選挙活動など）、後は会派や議会の議会議員の議会活動費となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為が混在するケースがある。このような場合には、按分し、一定の割合を充当することが考えられ、多くの判例でも示されている。資料では、議員活動とその他の活動を区分しており、議員活動のうち、1の政務活動、市政に関する調査研究等の活動に係る経費については、交付対象である政務活動のみに使われる経費として明確に区分できない場合は、按分の考え方をとることになり、過去の判例で示された按分率を例として示している。2分の1は、政務活動とその他の私活動の割合が半々で、4分の1は、議員活動とその他の私活動の割合が半々で、さらに議員活動全体のうち半分が政務活動になるというもので、9分の1については、議員活動が全体の3分の1で、その他の私活動が3分の1、さらに議員活動全体のうち3分の1が政務活動であるという考え方によるものだ。要は政務活動として認める割合を2分の1、4分の1、9分の1のいずれで取り扱うか、という整理を行う必要がある。なお、この按分率は裁判において、個々の議員の活動状況を見て、それぞれ認められたものの一例であり、この他に違う割合が認められた事例もある。こうしたことを踏まえ、松山市では一律の2分の1ではなく、2分の1以下として上限を定め、その範囲内で議員個々の割合を採用する形をとっていると伺っている。次に、市内移動分のガソリン代を支出対象とする場合の検討事項について説明する。（1）支出できる項目の設定については、現在市外に自家用車を使って視察等に行く場合に、出発前にガソリンを満タンにして終了後に、給油した実費を交付対象としており、この場合は走行記録も添付していただくこと正在しているが、市内旅費は対象外となっている。今回、市内での政務活動で使用したガソリン代を対象とする場合に、1点目として、まず市内旅費も対象とすることを決定。2点目として、現在、旅費の支出対象項目は、右欄のアの調査研究費からエの会議費までの4項目としているが、これに市内の政務活動費として考えられる広報費や広聴費も追加すること。また、年度末の収支報告書の提出の際には、どの項目で幾ら使ったかを明記する必要があるので、一つの領収書内に調査研究費と広聴費等、複数の項目の使用がある場合は、最も多く使った項目で計上するといったルールづくりが必要になる。次に、（2）政務活動に係る経費の明確化については、市内での移動の場合、アの実費については、活動ごとの領収書添付というのは難しいと思われることから、イの按分の考え方が主体になると思うが、先ほどの案分率はどのようにするか、その上で、松山市のように毎月の上限額を設けるかどうか、按分率を一律とせず、何分の1以下というふうに上限を設け、その範囲内

で個々の議員の実情、使用頻度に応じて個別に案分率を決定する取り扱いとしている議会もあり、その場合はより適正で、より対外的に説明がつく金額算出ができる一方で、議員それぞれが根拠となる資料を整理する必要がある。また、政務活動への使用を示す資料として、記録簿の整備も挙げられる。次に（3）個人活動の位置付けの明確化については、政務活動費は、会派が行う活動について、支出ができるものであるが、個人研修旅費や参加負担金については、現在、政務活動費の手引きには明記していな。しかしながら、会派の了承のもとで活動し、その活動内容や結果を報告書等で会派に報告、共有ができるものについては、会派の活動に含めることができる、という考え方から、個人が行う活動も支出対象としている。新たに市内移動分のガソリン代を対象とする場合には、同様に会派に報告、共有ができるものは対象ということで、この考え方について、この際、手引き明記しておくことが必要だと考える。

（委員長）意見を伺う。

（委員）議論の前に確認しておきたいが、括弧して市内って書いてあるが、市外は使えるということか。

（委員長）市外は使える。市外だけでなく、市内でも使えるというようにしようという提案だ。昔は市内旅費と言うのがあったが、随分と前に、恐らく20年ぐらい前になると思うが、職員も議員も市内旅費の支給は無くなった。

（委員）もう1点、ガソリン代ではないが、市外へのETC料金などには使えるということか。

（委員長）もちろん使える。選挙の応援に行くなどの項目では駄目だが、現状でも使える。

（委員）これ、悪いことではないが、複雑になってしまっている。「誤魔化しているのではないか」とか、そういうことが色々生じてくるのではないかと思う。議員にそういう気は無くとも、間違うこともあるのではないか。だから、私がこれまでに言ってきたように、報酬を上げれば一番問題が無いと思う。まあ、今それを言っても仕方がないが、あまり複雑なことをしないで、一定額を支給するとか、そういうふうにしなければ、後からいろんなことが起こるような制度は、避けるべきだと思う。

（委員）会派で昨日、今日と、朝話をした中で、別な切り口の提案があった。それは「費用弁償」として扱えないかと。市議会で認めているところも結構あるが、本会議に出席する日、委員会に出席する日、出席に対して、1日当たり2,000円とか3,000円とかを費用弁償という形で、その中には当然ガソリン代等の交通費も含まれるということで、そうするのがシンプルで良いのではないかというご意見があった。ただそうすると、政務活動費及び費用弁償のような規定にしないといけないのかなと個人的には受け取ったのが、シンプルに、なるべく、他の市議会、県議会でも認められている方法でという意味では、一理あると思って聞いた。もう一点は、今日の説明の中にある、領収書。実際払った実費を、松山市などが2分の1というような形で按分しているが、これはもう、2分の1がいいのか、3分の1がいいのか、感覚になると思うが、例えば私個人で言うと、月額1万8,000円なので、その領収書の金額の3分の1をカウントして、月々上限6,000円程度でいかがかなと思う。毎回、走行距離を書くとか、どこそこへ行ったというふうに書きだすと、議会活動、会派の一員としての活動っていうふうにただし書きがあったが、我々は、この政務活動費の「政務活動」というのは、地元の住民、市民のご意見を聞く、こんなところでこういうことがあるんだと言われば現

地を見に行く。これはやはり大事な仕事だとは理解している。あえて出かけるというのは本当に議員活動としか動いてないっていうのが実態だ。月額1万8,000円であるから、松山のように1万円まで使えるなどというのはちょっと無理だと思うが、3分の1を上限に、6,000円ぐらいを設定してはどうかと考えている。

(委員長) 資料の政務活動支出金額によれば、コロナの時もあったが、令和6年にも、皆さん200万円を使っていない。だから、政務活動費が足りないというのであれば、増額するという考え方もあるが、政務活動費が使いづらいということであったので、まずは今回の提案をさせていただいた。県内においては、ガソリン代等が東温市と松山市で支給されているが、先ほど委員さんが言われたように、いろんな相談ごと等で現地に行くということで、実際はガソリン使っているとのことなので、提案として皆さんにお諮りした。一番シンプルであまり負担のないような形で、かつ市民の皆さんへの理解を得られるというような形にしないと、市民の皆さんに、ガソリン代の2,000円や3,000円で、批判されることは私たちの本意ではない。そこを皆さんで考えていただき、良い案を詰めたいと思っている。

(委員) 私が率直に思うのは、自身が会社務めの時は、1日500円などと言った交通費が出ていた。西条から通えばキロ数で計算したりする。皆さん上部や川東から来ているなど、事情は色々あると思うが、議会や委員会の時は絶対に来なければならない。その時に市民感覚として「議員は給料をたくさんもらっているのに、交通費も支給されるのか」となる。近くの議員が6,000円も支給されいたら、批判される恐れもある。近隣は200円ぐらいでも良いと思うが、この後に段階的に携帯代等を議論する場合に、6,000円を毎月支給されいたら、「もういすぎでは」となる。市内の活動や携帯での相談受付は理解してもらえると思うので、それを考えた場合は、市民感覚の半分ぐらいに落としたあたりで、少し足しになるかな、程度のレベルであるべきと考える。領収書も無くすべきだ。川西と上部を分けるなどは皆さんと相談にはなるが、今回は例えば3,000円。そこから按分云々と細かいことを言わされたら使いたくても使えなくなる。結局、皆さんのが使っていないのは、後々にマスコミなどに批判されると困るので使わないだけあって、使うのが簡単であれば上限まで使う可能性はある。最近は特別委員会や常任委員会の視察、選挙もあったので活動する時間がなかったというのは正直あったが、交通手当や文通手当とか、そういうのを今風に、新居浜市では携帯代などで最低の金額を支給する。例えば交通費であれば、2,000円の領収書なしとか。6,000円とかの中途半端な金額になれば領収書は要ると思うが、例えば1,000円でも領収書が要るのかどうか、ちょっと事務局に聞きたい。

(議事課長) 政務活動費に関しては、領収書は絶対条件になると考える。

(委員長) ガソリン代の領収書は自分で整理し、それを提出したうえで、使った量の何分の一までが認められる。

(委員) 入口がガソリン代であるが、按分の仕方であるとか、どこそこに行った記録とか、ガソリン代は一番分かりにくいのではないか、ガソリン代じゃないところから始めた方が良いのではないかと思う。先ほど話に出た、携帯代とかの文通費的なものは駄目なのか。

(議事課長) 携帯代に関しても検討したが、携帯電話料金には、例えば動画オプションや、通信込みのプラン、かけ放題等のプランがあり、各携帯キャリアで様々な料金プランがあるので、明細が

出せるかどうか。また、それをチェックするルールづくりを検討する必要がある。調査研究が必要ということで、今回はガソリン代を提案させていただいた。

(委員) 携帯の方がわかりやすいと思ったが、了解した。

(委員) 月の考え方として、例えば10月1日から5日までに、一回目のガソリンを給油し、5日までに提出する。でも、入る量が違うのか。

(委員長) 入る量も違うし、使った量も車の排気量によって違う。

(委員) そういうのであれば使おうかなとは思う。それが途中で一旦満タンにしてからとかいうのであれば使いづらい。

(委員長) 按分するのであれば、10月いっぱいのを11月に出すような形になると思う。

(議事課長) 松山市などは、1年分の表と領収書を添付していただくという形で処理をしているようだ。

(委員長) 1年分の領収書を貯めておき、それから按分率を9分の1とか4分の1とか決めた方が分かりやすいのではないかと思う。

(委員) やはり距離や目的をきちんとしておかないと、ただ「ガソリン入れました」というだけでは良くないと思う。でもそれをしようと思ったら、毎日領収書を貯めて、どこに行った、あそこに行ったと記録を残さないといけないとなり、ちょっと現実的ではない気がする。

(委員長) だから、いわゆる按分があって、本当は5,000円分給油したけれども、資料にあるように、例えば、政治活動が2分の1、私活動が2分の1で、4分の1が政務活動、議員活動。この考え方のどれを採用するか、ということではないか。

(委員) 物価もどんどん上がって来ている。報酬を上げればこんな細かいことを議論する必要はない。報酬を上げなくても良いという人もいるが、労働者の給与はこの3～4年で5%～6%、物価も上がっている。最近「議員報酬が多いのはおかしい」という声はあまり聞かれない。昔、もう20年前ぐらいは地元に帰ったら、毎年ぐらい「給料が多い」と言っていた。今はそんなことない。そういう議論に上がってないから、今言っても仕方がないが、ややこしいと思う。後から「またあの議員は誤魔化している」いう話が必ず出てくる。そんなことは、何度も起こさないようにしないといけない。

(議事課長) 先ほど委員から費用弁償の話が出たので、判例で申すと「議員に費用弁償として、毎月一定額の調査旅費、或いは通信費を支給し、支給することはできない」とあるので、定額支給は行えない。

(委員長) 領収書できちんと支出しないと、政務活動費も不要であるということに繋がる。

(委員) もう一つの案、少額であるが公務で出勤する場合はこれだったら出せるのか。

(委員長) 費用弁償はできない。

(議事課長) 定額支給はできない。

(委員) 定額ではなく、公務がある時、そのガソリン代だったら請求は可能か。

(議事課長) 条例で制定することになる。

(委員) 普通の人が交通費を会社からもらう時と同じように、自宅からここまで何キロですっていのを先に言って、じゃあ、何回来たから幾らみたいな感じで計算はできるのか。

(議事課長) 計算はできる。費用弁償の方法を条例で制定すれば、支給は可能である。

(委員長) 費用弁償の条例は制定しても良い気がする。

(委員) それであれば、市民に対して説明ができる。

(議事課長) 一点補足を申し上げる。以前、松山市さんでは、交通費の過大請求が問題になった。

議員報酬と、政務活動費、それに加えて費用弁償は「第3の報酬」ではないかというふうな側面にも取られかねない。松山市においても費用弁償の存廃を巡る議論を行なっているようなので、新たに条例として制定するとなると、説明が難しいと思われる。

(委員) 公務でも？

(委員長) 条例を作らないといけない。

(委員) 1,000円や2,000円で条例作るのもね。

(委員長) それでも、現職だけでなく新たに来る人のためにも、そういうのを作るのも、それが正しいことなら、別にやっても良いのではないか。

(委員) 議員が駐車場に止める時に4年間有効の駐車場の許可証があるが、あれと同じように、当選したら申請書でも出してもらって、最初だけ、例えば自宅からここまで1.8キロだと。その距離に1キロにつき〇円とか掛けて事務局でチェックしてもらって、各議員が議会に出るときによく、特別委員会等に出るときに、交通費を支給するようなことはできないか。

(委員長) 公務で出すのであれば条例で制定する必要がある。

(委員) 公務ではなく、普通に議事堂に来て、勉強する分には構わないのか。

(委員) それは市民の理解が得られない。自宅で勉強すれば良い。

(委員) 他の人の家まで行くと言い出せば、ややこしいが、議会活動に含まれているということであれば、公務以外で登庁する分には全然問題が無いと思う。

(委員長) 1年間ではどうだろうか。松山市のような形で提出するとしたら、これは按分だけど、例えば按分率を4分の1などにしてはどうか。

(委員) それであれば政務活動でいけるのか。

(委員長) このような形で、委員会で決めたら一番良いと思う。議員活動が2分の1とか、政務活動が4分の1とかって言った場合で、月2,000円～3,000円にしても、1年間にしたら結構な金額にはなる。

(委員) それでも、何か敵対的な市民が来て、極端に言えば「毎日満タン入れている」などといったようなチェックをされるのでは。

(委員) 実際給油するのであれば、別にそれで良いと思う。

(委員長) 全部ではなく、上限付きの実費払い。

(委員) 領収書の添付は必要か。

(委員) 添付しないとだめでしょう。

(委員) 一年中の全てを添付する必要があるのか。

(委員長) 上限が決まっているから全部添付する必要はない。

(議事課長) 上限を超えるレシートがあれば、確実に使ったというのは分かる。ただし、先ほど申したように、政務活動として、例えばガソリンの過大請求であるとか、過去にいろいろな問題があ

ったが、そういう事に説明責任を果たす意味合いでも、やはりご自身で、記録を残しておいていただく必要があると思う。

(委員) もう一つ。今、ポイントがついたら、ポイントを付かないようにして欲しいと言うルールがある。割引のガソリン入れるとか、そういうものは関係ないのか。例えばガソリンを入れたらポイントについて、ポイントが増えたら、それは議員さん、ポイントつくやつはダメですとか言われたら、あえて高いガソリン入れなければ駄目なのか。

(委員長) 上限が決まっているのだから、ポイントがついても構わない。

(委員) 以前、家電量販店で購入した際に、それは議員個人にポイントがつくから、現金で購入して欲しいと言われたことがある。

(委員) 会派の備品購入に個人のポイントが付いたら、それは言われると思う。

(委員) 個人活動の位置付けの明確化っていうところをちょっと教えていただきたい。(3)個人活動の位置付けの明確化、会派の了承のもと会派の一員が行う活動でその結果を会派に報告共有するものについては会派が行う政務活動に含める旨手引きに明記って書いてあるが、これはどういうことか。例えば「市政に関することで、誰にも内緒でちょっと相談に乗って欲しい、誰にも言って欲しくない」と言われて、「こっそり行きます」となった時などは、この個人活動には当たらないのか?会派の人たちにちゃんと行きますって宣言して、さらに報告書を提出する場合は、こんな相談に乗って、こんなふうなお話をしてくれたっていうのを(報告書に)入れる必要があるのか。

(委員長) そこまでは必要ない。本市がどうするかは別として、松山市の例であれば、レシートだけで、どこへ行った、あそこへ行ったなどは書いていない。ただし、先ほど事務局が言ったように、どこに行ったかというのは、自身では記録にとどめておいて欲しい。それは何か言われたときに、説明するために、例えば、遠いところ、松山へ行ったとか、四国中央市に行ったとか、そういうことだ。乖離があった場合に説明ができるようにしておいて欲しい。

(委員) これは今日のことにならない。

(委員) 細かい事項の報告書が必要であるのか。

(委員長) 必要ない。領収書を残しておいて、だけど、誰かに何か言われた時に、どこへ行ったとかいう説明の記録は残しておかなければいけない。

(委員) 例えば30リットル入れて、自分がどこへ行ったとか、全部記録に残すのか。

(委員長) 全部ではない、例えば4分の1だ。

(委員) そんなものを書くのは無理だという話だ。

(委員) 実際にどこ行ったかというのを書く必要があるというようになった時に…

(委員) 元来、政務調査費で、会派に支出してもらった分は報告が必要である。会派のメンバーでやりとりができる。

(委員) そもそもこっそり「誰にも言わずに」というような、会派に共有できないような…

(委員長) 別に名前を書く必要は無い。例えばS氏とかね、どこで相談とかは自分で記録しておけば、それは言わなくてもいいと思う。

(委員) 公表するものではないが、自分に聞かれた時に、別子山に行ったとか、大島に行ったとかを言えるような準備をしておけば良い。

(委員) 明らかにおかしかつたりする場合。例えば報道等であったのは、自分の車ではなく、息子の車に給油していた事例があった。どう考えても辻褄が合わないとか、すごい距離を走っているとかが出てきたら、それに関しては指摘されるかもしれないけど、普通の妥当な数字だったら問題は無いのではないか。

(委員長) 1ヶ月の上限を決めたいと思う。

(委員) 上限を決めたら良い。

(委員) 通常だったらそんなおかしい数字は上がってくるはずない。

(委員) 使わない人は使わなくて良い。一応、新居浜市議会としてはこういうこともあるよという、次の期に立候補する人のためにやるということで。

(委員長) 私としては無駄に使う必要はないけど、活動費をきちんと使って欲しい。それでは皆さんのご意見を聞いた上で、事務局の方で叩き台を作るということでまとめたいと思う。

[了承]

(委員長) なお本本特別委員会の中間報告についてであるが、昨年2月議会で中間報告を行った以降の取り組み内容について、9月議会で新居浜市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案も上程される予定であることから議会において、中間報告を行いたいと考えている。中間報告の内容については私に一任いただくということで、皆様のご了承をいただきたいと思うがいかがか。

[了承]

(委員長) 本日はこれにて閉会する。